

居宅療養管理指導 重要事項説明書

1 居宅療養管理指導事業者の概要

名称	医療法人社団互尊会
代表者名	高田 琢磨
所在地 連絡先	(住所) 新潟県長岡市藤沢1-8-17 (電話) (0258) 28-1835

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	江陽高田医院
所在地 連絡先	(住所) 新潟県長岡市藤沢1-8-17 (電話) (0258) 28-1835
介護保険指定事業所番号	1530233103
管理者の氏名	高田 琢磨

(2) 事業所の職員体制・勤務体制

従業者の職種	区分		勤務時間
	常勤	非常勤	
歯科医師	1	0	正規の勤務時間帯 (10 : 00 ~ 17 : 00)
歯科衛生士	0	1	正規の勤務時間帯 (10 : 30 ~ 13 : 00)
看護師	4	0	正規の勤務時間帯 (08 : 30 ~ 18 : 00)

(3) 営業日

営業日	勤務体制
月火水金	10 : 00 ~ 13 : 30
木土日、祝日	休診

3 サービスの内容と費用

(1) サービスの内容

居宅療養管理指導の種類	内容
歯科医師が行う 居宅療養管理指導	担当の歯科医師が、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して行う計画的、継続的な歯科医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。 また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。 ＊ 事業者への情報提供については、個人情報ですので、利用者の同意を得て行います。
歯科衛生士・看護師が行う居宅療養管理指導	担当の歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士が利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導として利用者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に関する実地指導を行います。

(2) 費用利用料

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額となります。

【料金表】

居宅療養管理指導の種類	利用料金
歯科医師が行う 居宅療養管理指導	1月に2回を限度として（1回あたり） 1人（5 1 7円） 2～9人（4 8 7円） 10人以上（4 4 1円）
歯科衛生士・看護師が行う居宅療養管理指導	1月に4回を限度として（1回あたり） 1人（3 6 2円） 2～9人（3 2 6円） 10人以上（2 9 5円）

※ 単一建物居住者の人数によって利用料金は異なります。

4 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者：丸山 香奈 ご利用時間：9:00 – 12:30、15:00 – 18:00 ご利用方法：電話 (0258) 28-1835 メールアドレス：koyotakata@gmail.com
-------------	--

5 お客様へのお願い

サービス利用の際は、介護保険被保険者証を提示してください。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者

住所 新潟県長岡市藤沢1-8-17

事業者名 医療法人社団互尊会 江陽高田医院

代表者名 高田 琢磨 印

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

利用者（代理人）

住所

氏名

印